

# ○なは市民協働プラザ条例

平成26年9月30日

条例第40号

改正 平成26年12月26日条例第73号

平成28年3月24日条例第23号

令和元年9月30日条例第21号

## 目次

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 なは市民活動支援センター(第13条—第26条)

第3章 なは産業支援センター(第27条—第35条)

第4章 なは女性センター(第36条—第41条)

第5章 雑則(第42条)

## 付則

### 第1章 総則

#### (設置)

第1条 協働によるまちづくり、産業振興及び男女共同参画の推進を図り、あわせて、第3条各号に掲げる施設が相互に連携することにより地域の活性化に資することを目的として、なは市民協働プラザ(以下「協働プラザ」という。)を設置する。

#### (位置)

第2条 協働プラザの位置は、那覇市銘苅2丁目3番1号とする。

#### (施設の構成)

第3条 協働プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) なは市民活動支援センター
- (2) なは産業支援センター
- (3) なは女性センター

#### (施設の運営)

第4条 協働プラザは、前条各号に掲げる施設について、相互の連携を密にすることにより、効果的かつ効率的に運営するものとする。

#### (入館の制限等)

第5条 市長又は指定管理者(第23条第1項の規定により市長が指定するものをいう。以下「市長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、営利を目的とする行為をしないこと(なほ産業支援センターにおける行為を除く。)
- (5) 許可を受けずに壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (7) その他市長等の指示すること。

(利用許可の制限)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働プラザの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長等が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長等は、利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第9条 利用者は、協働プラザの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、協働プラザの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に復するものとする。

(損害賠償等の義務)

第12条 協働プラザの施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第2章 なは市民活動支援センター

(目的)

第13条 なは市民活動支援センター(以下この章において「市民活動センター」という。)は、市民による自主的で営利を目的としない協働によるまちづくりのための社会貢献活動(以下「市民活動」という。)を行うための拠点として次条に掲げる施設を設置することにより、市民活動を行う団体を集約し、その育成と連携を支援するとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

(施設の構成)

第14条 市民活動センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 利用施設

ア 会議室

イ 研修室

(2) 入居用施設

ア 支援ブース

イ 事務室

ウ 行政関連団体室

(3) ピロティール

(事業)

第15条 市民活動センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 市民活動の育成を支援するための施設及び設備の提供

(2) 市民活動に関する相談並びに情報の収集及び提供

(3) 協働によるまちづくりのための研修機会の提供並びに調査及び研究

(4) 企業の社会貢献活動促進のための事業

(5) 協働プラザに入居する団体の連携に関する事業

(6) その他第13条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第16条 市民活動センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、第23条第1項の規定により市長が指定するもの(以下この章において「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(1) 月曜日、火曜日及び木曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで

(2) 日曜日及び水曜日 午前9時から午後5時まで

2 市民活動センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 6月23日(慰霊の日)

(入居用施設の利用期間)

第17条 第14条第2号の入居用施設の利用期間は、3月以上1年以内とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを更新することができる。

(入居用施設を利用するものの選定)

第18条 第14条第2号の入居用施設を利用するものの選定は、同号ア及びイについては指定管理者が、同号ウについては市長が行う。

(利用者の範囲)

第19条 市民活動センターを利用できるものは、市民活動を行う団体及び個人とする。

(利用許可)

第20条 市民活動センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可(以下この章において「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 第14条第2号の入居用施設に係る利用許可の基準は、規則で定める。

(利用料金)

第21条 利用許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下この章において「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 月の中途において第14条第2号の入居用施設の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割り計算によるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

5 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に施設を利用する場合
- (2) 本市が共催する行事に施設を利用する場合
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合  
(指定管理者の指定)

第23条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、市民活動センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
  - (2) 事業計画書の内容が市民活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書の内容に沿った市民活動センターの管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、市民活動センターの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第24条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、市民活動センターの管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第25条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第26条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第15条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 市民活動センターの維持管理に関する業務
- (4) 協働プラザの建物等のうち市長が必要と認める部分の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

### 第3章 なは産業支援センター

(目的)

第27条 なは産業支援センター(以下この章において「産業支援センター」という。)は、情報通信産業の振興及び発展に資する企業並びに国際物流関連産業、ものづくり産業、エネルギー産業又は観光関

連産業等(以下「戦略的成長産業」という。)の集積及び市場開拓に資する企業を支援するとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。  
(施設の構成)

第28条 産業支援センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 中核企業室
- (2) インキュベート室
- (3) 会議室

(事業)

第29条 産業支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 前条各号に掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供
- (2) 情報通信産業及び戦略的成長産業における新規事業の開拓及び創業活動に関する支援
- (3) 情報通信産業及び戦略的成長産業についての情報の収集及び提供並びに事業の経営に関する相談
- (4) 協働プラザの施設を利用する企業、団体等並びに那覇市IT創造館との連携による地域活性化に資する事業
- (5) その他第27条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(利用期間)

第30条 第28条第1号の中核企業室及び第2号のインキュベート室の利用期間は、3年とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、中核企業室にあつては当該利用期間を更新し、インキュベート室にあつては1年を限度として当該利用期間を延長することができる。

(利用する者の選定)

第31条 第28条第1号の中核企業室及び第2号のインキュベート室を利用する者の選定の方法及び基準は、規則で定める。

(利用者の範囲)

第32条 第28条第3号の会議室を利用できる者は、同条第1号の中核企業室及び第2号のインキュベート室に入居している者及び市長が特に必要があると認める者とする。

(利用許可)

第33条 第28条各号に掲げる施設を利用しようとする者は、市長の許可(以下この条及び次条において「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第34条 利用許可を受けた者は、市長に対し、その利用に係る料金(以下この条及び次条において「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用料は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、規則で定める。

(1) 中核企業室及びインキュベート室 1平方メートル当たり1月につき2,360円

(2) 会議室 1時間につき3,080円

3 月の中途において第28条第1号及び第2号に掲げる施設の利用を開始し、又は終了する場合の当該月の使用料は、日割り計算によるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 使用料は、市長が定める日までに納付しなければならない。

5 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市が実施する事業に施設を利用する場合

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合

#### 第4章 なは女性センター

(目的)

第36条 なは女性センターは、女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

(施設の構成)

第37条 なは女性センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 学習室

(2) 資料室

(3) 交流室

(4) 相談室

(事業)

第38条 なは女性センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 女性に関する諸問題についての講座その他の講座等に関する事業

(2) 前条第1号から第3号までに掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供

(3) 図書、各種資料等の情報の収集及び提供に関する事業

(4) 女性に関する諸問題の総合相談に関する事業

(5) その他第36条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第39条 なは女性センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後9時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 なは女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 6月23日(慰霊の日)

(利用者の範囲)

第40条 なは女性センターを利用することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 本市内に住所若しくは勤務場所を有する者又は本市内の学校に在学する者
- (2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(利用許可)

第41条 第37条第1号の学習室を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第36条の目的に反すると認めるときは、第1項の許可をしない。

## 第5章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(なは女性センター条例及び那覇市NPO活動支援センター条例の廃止)

2 なは女性センター条例(平成8年那覇市条例第11号)及び那覇市NPO活動支援センター条例(平成16年那覇市条例第36号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第23条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者に係る経過措置)

4 第23条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間において、第



14条第3号及び第4号に掲げる施設の管理並びに第26条第4号に掲げる業務は、市長が行うものとする。

付 則(平成26年12月26日条例第73号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月24日条例第23号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表(第21条関係)

区分		単位	利用料金	
利用施設	会議室1	2階	1時間	1,730円
	会議室2		1時間	860円
	会議室3		1時間	860円
	会議室4		1時間	350円
	会議室5	3階	1時間	260円
	会議室6		1時間	260円
	会議室7		1時間	260円
	会議室8		1時間	350円
	研修室1	2階	1時間	240円
	研修室2		1時間	350円
入居用施設	支援ブース		1m <sup>2</sup> 当たり1月	870円
	事務室		1m <sup>2</sup> 当たり1月	1,080円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 主として本市において市民活動を行うもの以外のものが利用施設を利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に1.5を乗じた額とする。
- 3 入居用施設の利用料金は、共益費を含む。
- 4 支援ブースとは、一つの部屋をつい立て等の簡易な物で仕切った形態の部屋をいう。